

# CPRA news Review

アメリカで進むAIへの対応  
～著作権局報告書『著作権とAI』を中心に～

生成AIにまつわる近時の動向  
どうなる2026年

Vol.  
9

2026 WINTER

# INFORMATION

## CPRA運営委員長の交代等について

中井秀範運営委員長及び千村良二運営委員の退任に伴い、9月17日開催の権利者団体会議及び10月8日開催のCPRA運営委員会を経て、CPRA運営委員会の体制は下記の通りとなった。

- 委員長 金井文幸(音制連)
- 副委員長 土屋学(MPN)
- 副委員長 水口昌彦(音事協)※
- 委員 相澤正久(音事協) 池田正義(音制連) 板垣一誠(音制連) 木谷真規(PRE) 倉田信雄(MPN) 才丸芳隆(PRE) 高村宏(MPN) 永田恵介(音事協) 中道秀夫(音事協) 見上雄平(音制連)※

※新任



## 分配方法の変更について

芸団協CPRAにおける商業用レコード二次使用料の分配方法を、2026年3月の分配より大幅に変更する。録音権使用料(放送用録音)及び送信可能化権使用料についても同様に変更する。おもな変更点は以下の通り。

### 1) 楽曲単位で分配額を算出

従来は、総額をフィーチャード・アーティスト(FA)とノンフィーチャード・アーティスト(NFA)で固定比率による分配額算出方法をとっていたが、今後は楽曲単位でFAとNFAの参加人数に応じた細やかな分配額算出方法をとる。

### 2) データによって確定できない場合の新ルールを導入

NFAについてはデータによって確定できないケースが相当数あることを前提に、一定割合をみなし分配していたが、今後は分配対象となる楽曲において、データによりNFAの参加が特定できない場合に限り、補償的な分配を実施する。

以上の変更により、より透明性が高く、実態に即した分配とデータ収集の強化に取り組んでいく。

## 大学で実演家の権利について講義

芸団協CPRAでは、大学などで行われる知的財産権に関する講座に協力をしている。

2025年7月9日には、松武秀樹芸団協常務理事及び君塚陽介法制広報部長が、国士館大学法学部「知的財産法(文化メディア法)」(担当:三浦正広国士館大学教授)において、「実演」と「実演家の権利」について講義を行い70名程の出席があった。松武常務理事は、自分が使用しているモーグ・シンセサイザー(通称:たんす)を教室に持ち込み、シンセサイザーとの出会いやその魅

力、YMOとの活動や自身の音楽活動などについて話をし、学生たちは熱心に聞き入っていた。

また、2025年11月11日には、君塚法制広報部長が、福島大学「知的財産の基礎知識」(担当:横島善子産学官連携教員)において「実演家の権利と諸課題」と題し、講義を行った。同講座は「寄付講座JASRACキャンパス」として開講されたもので60名程の出席があった。芸団協CPRAの紹介に始まり、集中管理の必要性、生成AIと実演、レコード演奏・伝達権など、実演家の権利を巡る諸課題をトピックに講義を行った。

## 韓国著作権委員会(KCC)らが来訪

2025年11月14日、韓国から韓国著作権委員会(KCC)のほか、放送局や音楽著作権管理団体が、芸団協CPRAを訪問した。今回の訪問目的は、韓国における放送の音楽著作権使用料を検討するにあたり、日本の事例を参考にするためのもの。芸団協CPRAからは、日本における放送に関する著作権及び著作隣接権の権利処理の仕組み、放送二次使用料の徴収実務について説明が行われた。熱心な質疑応答が行われ、双方にとって有意義な会合となった。

## ブルーレイディスクレコーダーの私的録画補償金を徴収開始

ブルーレイディスクレコーダー及び録画用ブルーレイディスクを対象とする私的録画補償金の徴収が、2025年12月1日より開始された。これより、補償金が製品の価格に上乗せされて販売され、製品購入者が購入時に補償金を支払うことになる。支払われた補償金はメーカーを通じて一般社団法人私的録画補償金管理協会(sarah)に納付される。納付された補償金は、私的録画補償金管理協会から、権利者14団体を通じて権利者に分配されるほか、一部は著作権法に基づき権利者全体の利益を図るための著作権等保護に関する事業に充てられる。

# アメリカで進むAIへの対応 ～著作権局報告書『著作権とAI』を中心に～

生成AI技術の急速な発展やそれに伴う市場の変化は、著作権分野で新たな課題を提起しているが、実演家の場合には、その肖像や声が無断に使用されることでも、大きな影響を受けている。アメリカ著作権局は、生成AIと著作権に係る課題について、様々な観点から調査研究を行い、報告書を公表している。本稿では、肖像や声の無断使用について取り上げた『第1部 デジタル・レプリカ』を中心に紹介する。

著作隣接権総合研究所 横野 瞳子

きが置かれると予想する。そして、第4考慮要素の分析では、「市場の希釈化(market dilution)」という新たな理論を導入。学習に用いた著作物と全く同じでなくとも、作風が似たAI生成物が市場を飽和させることで、元の著作物の価値や需要が大きく損なわれる可能性があると指摘する。ライセンスの供与については、現時点では、強制許諾のような法改正による対応ではなく、ライセンス市場を発展させるべきとしている。

なお、トランプ政権に入り、安全面を重視し、AIを規制するバイデン政権の政策方針から、イノベーションの促進を重視し、規制を緩和する方針へ大きく舵を切っている。第3部未定稿版を公表直後、著作権局長が解雇され(2025年9月に復職)、著作権侵害AI生成物に対する法的責任に係る報告書第4部は、2025年11月末現在、公表されていない。

## 第1部報告書『デジタル・レプリカ』の概要

第1部報告書ではデジタル・レプリカ(特定の人物の肖像や声を本物そっくりに再現した画像、映像及び音声)の不正使用の問題を取り上げている。公聴会等で、音楽業界関係者から、クローン音声の急増により収入が減るのではないか、レコード製作に人間の歌手、演奏家ではなく、AIが使用されることになるのではないかと懸念する声が聞かれたという※2。

デジタル・レプリカは実演家の仕事を奪うという懸念は、エキストラ俳優や声優について、すでに現実のものとなりつつある。著名人の偽動画・画像を用いた詐欺や、ポルノ画像・映像の捏造による誹謗中傷など、デジタル・レプリカの不正使用は、実演家はもちろんのこと、誰でも被害を受ける可能性がある。

CPRA news Review Vol.6(2024年7月号)で紹介した通り、この問題に対処すべく、すでに法律を定める州もあり

る。ただし、肖像と声に関する米国の法律にはバラつきがあり、誰が保護され、どのような行為が禁止されるかについて、抜け穴や矛盾が見られる。本報告書では、被害の大きさや拡散の速さからも、著名人だけでなく、すべての人々を肖像や声の不正使用から保護する新たな連邦法の制定が急務であると結論付けた。その上で、デジタル・レプリカ権の概要を示している（表2）。

## NO FAKES 法案の概要と課題

肖像や声に係る知的財産権を創設し、個人を無許可でのデジタル・レプリカの悪用から保護することを目的とした連邦法案、NO FAKES 法案は、2024年7月、本報告書の公表日と同日に上院に、同年9月、下院にそれぞれ提出された。

同法案は、CPRA news Review VOL. 6で紹介した討議草案から、本報告書に沿って主に次のような修正がされている。まず、ライセンスに関して、存命中は契約期間を10年以内とすることや、デジタル・レプリカの使用方法を明確に示すことなどを義務付けるとともに、未成年時の契約に一定の制限を設けている。また、死後の保護については、最初の保護期間を10年とし、期間満了前の2年間に、その肖像等が積極的かつ公に利用されたことを証明し著作権局に登録すれば、5年ずつ、死後70

年まで延長できることとしている。救済については、損害賠償請求に加え、差し止め請求も可能とともに、レコード・アーティストについては、レコード会社等が代わって民事訴訟を提起できることとした。さらに、オンライン・サービス・プロバイダの責任を制限するセーフハーバー条項も設けられた。同法案は、映画俳優組合・米国テレビラジオ芸術家連盟（SAG-AFTRA）、全米レコード協会（RIAA）、モーション・ピクチャー・アソシエーション（MPA）といったエンタテインメント業界団体だけでなく、Open AI、IBMといったAI開発企業も支持を表明した。

しかしながら会期中に成立せず廃案となつたため、2025年4月、修正法案が上下院に提出された。2025年法案では、無許可でのデジタル・レプリカの作成行為は、民事責任の対象から除かれた。一方、本人の許可を得ずに特定の個人のデジタル・レプリカの作成のために主に設計された製品やサービスを一般に利用できるようとする行為や、本人の許可を得ていないことを知りながら、こうした製品やサービスの宣伝や販売促進をする行為は民事責任を負うことが、さらに明確にされた。

またオンライン・サービスの定義を幅広く修正するとともに、特定のウェブサイト等は、削除通知で特定されたデジタル・レプリカのフィンガープリントとマッチし

たものは全て削除等する（いわゆる「ノーティス・アンド・ステイ」）義務を負うことが追加された。削除通知を受けとる指定代理人の著作権局への登録を怠ったプロバイダは、誠実な努力をしなかったとして、より重い責任を負わされる。さらに発信者情報開示請求手続きについての規定も追加された。

その一方で、プロバイダに監視義務はないことを明記した。削除通知で特定した対象がデジタル・レプリカにあたるかどうか誠意をもって見直さなかつた場合も虚偽の通知に含めることとし、虚偽の通知をした者には、民事責任に加え、2024年法案よりも重い罰金が科されることとした。2025年法案の支持企業には、新たにYouTube、Googleが加わっている。パブリシティ権の研究者として著名なジェニファー・F・ロスマン教授は、同法案では生前の権利譲渡は認めていないものの、権限を与えられた代理人が代わってライセンスできることや、団体協約が締結される場合には、その対象となる個人に対し、ライセンス契約の書面での提示や、具体的な使用方法の明示が義務付けられなくなることによって、自身のデジタル・レプリカの使用がコントロールできなくなる恐れがある点や、表現の自由との関係について懸念を示している※3。また、ノーティス・アンド・ステイ義務を課すことで、プロバイダには多額の継続的なコスト

がかかるだけでなく、オンライン・サービスへの参入障壁が高まり、小規模事業者は市場からの撤退を余儀なくされる可能性があるとの批判もある※4。

2025年5月、ディープフェイクなどに対処するための法律、TAKE IT DOWN法が施行された。同法では、合意のない性的画像の公開を犯罪として刑罰の対象とする。さらに、特定のウェブサイトやアプリに対し、被害者からの要請があれば48時間以内にそのような画像を削除することを義務付けている※5。NO FAKES 法案支持者は、同法案はTAKE IT DOWN法を補完するものであり、早期成立を働き掛けたいとしている※6。日本でもデジタル・レプリカの不正使用は、実演家に限らず、全国民にとって深刻な問題である。今後も注視していきたい。

※1 同報告書は著作権局ウェブサイトより入手できる（<https://www.copyright.gov/ai/>）。なお、各報告書の概要是、樫野睦子「著作権とAI—米国著作権局報告書を中心としたアメリカの対応①～③」（公益社団法人著作権情報センター、『コピライト』、No.711 Vol.65, No.772 Vol.65, No.774 Vol.65参照のこと）

※2 <https://www.wipo.int/en/web/wipo-magazine/articles/us-copyright-office-on-ai-human-creativity-still-matters-legally-73696>  
(本稿のURL最終閲覧日は2026年1月15日)

※3 <https://www.theregreview.org/2025/08/18/rothman-reintroduced-no-fakes-act-still-needs-revision/>

※4 <https://ccianet.org/articles/the-real-costs-of-the-no-fakes-act/>

※5 <https://www.congress.gov/crs-product/LSB11314>

※6 <https://www.techpolicy.press/transcript-senate-holds-hearing-on-ai-deepfakes-and-the-no-fakes-act/>

表1 アメリカ著作権局報告書『著作権とAI』を巡る動き

2023.3	著作権局がAIに関する新たな取り組みを開始。その一環として、AI生成物を含む著作物の著作権登録の手引きを公表
2023.4-5	著作権局が著作権とAIに関する公聴会を計4回開催
2023.6-7	著作権局が著作権とAIに関する2回のウェビナー開催
2023.8-12	著作権局が著作権とAIに係る政策課題について意見募集。1万超の回答を得る
2023.10	バイデン前大統領がAIに関する大統領令発出。特許商標庁長官に対し、著作権とAIに関する行政措置について大統領に勧告を行うよう指示
2024.7	著作権局が著作権とAIに関する調査研究報告書『第1部 デジタル・レプリカ』公表
2025.1	トランプ政権発足。2023年10月の大統領令を撤回し、新たにAIに関する大統領令発出。科学技術担当大統領補佐官等に対して、発令から180日以内に、行動計画を策定し、大統領に提出するよう指示
2025.1	著作権局が著作権とAIに関する調査研究報告書『第2部 著作物性』公表
2025.2	著作権局が著作権とAIについて経済的側面から検討を行った報告書公表
2025.5	著作権局が著作権とAIに関する調査研究報告書『第3部 生成AIトレーニング（未定稿）』公表。翌日、シラ・パールマッター著作権局長がメールにて即日解雇される。パールマッター氏は連邦裁判所に解雇への異議申し立て
2025.7	AI行動計画公表
2025.9	連邦控訴裁判所が著作権局は立法府の一部であり、パールマッター氏を解雇できるのは大統領ではなく、上院が承認した議会図書館長であるとして、復職を認める
2025.10	トランプ政権が最高裁に控訴

表2 報告書で示されたデジタル・レプリカ権の概要

保護対象	・知名度、商業的価値に関係なく、全ての人とすべき
侵害行為	・まずは公衆への拡散行為を禁止すべき 作成行為単独で責任を課すべきでない ・商業利用に限らない ・実在の人物の無許可でのデジタル・レプリカと知っての行為を対象とすべき
保護対象 ライセンス 及び譲渡	・ライセンスはできるが、完全譲渡はできないようにすべき ・団体交渉によるものを除き、ライセンス期間を比較的の短期間に限定すること ・利用方法について十分な開示を受けた上でライセンスを確実なものとすべき ・未成年者との契約には安全措置を講じることが望ましい
救済	・金銭的救済と差止による救済を盛り込むべき ・損害賠償には所得喪失、信用の毀損又は精神的苦痛への補償を含むべき ・法定損害賠償や弁護士費用の敗訴者負担を盛り込むべき ・刑事责任が問われるべき無許可使用もある
州法との 関係	・連邦法を州法より優先させないこと
保護期間	・存命中の保護を優先すべき ・死後については、20年より短い保護期間とすべき。商業的利用価値が存続するのであれば、延長の選択肢もありうる
二次的責任	・ノーティス・アンド・テイクダウン手続きを含むセーフハーバー条項は効果的なアプローチである
表現の自由 との関係	・憲法修正第一条との関係を明示することが重要 ・適用除外となる行為を限定列挙するのではなく、事案ごとに、パブリシティ権と表現の自由との利益衡量を行うアプローチが望ましい

# 生成AIにまつわる近時の動向 どうなる2026年

昨年も、様々な生成AIが登場し、新たなビジネスが生まれ、制度的な対応も進められた。そこで、新聞記事やネットニュースなどから、2025年の生成AIに関する動向をまとめるとともに、2026年について展望してみたい。

## 芸団協CPRA法制広報部

### 2025年も様々な生成AIが登場

春頃、ChatGPTを使って、写真から「ジブリ風」の画像を生成することが、SNS上で話題となった。ChatGPTは、2022年に公開されたものであるが、公開から3年が経過した2025年11月には、1週間当たりの利用者が8億人を超えたとの報道もなされている※1。日常においても、AIが浸透しつつあると言えるだろう。

音楽分野でいえば、2024年に統一、「Suno AI」や「Udio」といった音楽生成AIが更なる進化を遂げ、人間の創作した曲と違いが分からないような楽曲生成が可能になったことに加え、生成した楽曲を一部編集する機能なども追加された。

また、映像分野では、9月にChatGPTを開発したアメリカのOpenAI社が、動画生成AIアプリ「Sora2」を公開。「Sora2」は、2024年2月に公開された以前のバージョンに比べ、自然な音声や背景音楽がつき、複雑なシーンの切り替わりに対応するなど、精度が格段に向上したことから話題となった※2。

さらには、Google社も、「Sora2」に対抗するように「Veo3/3.1」を公開。音声や音楽を映像とともに生成できることはもちろん、映像作品の製作に用いることを想定した編集ツールなどとも連携することで、いよいよ動画生成AIがコンテンツ制作に本格的に活用される時代の到来を予感させた※3。

### 生成AIを巡る諸問題

2025年も、生成AIについて様々な懸念などが表明された年であった。イギリスでは、適法にアクセスできる著作物について、非常利の調査を目的とするテキスト・データ・マイニング（情報解析）の場合には、権利制限の対象としているところ（CDPA第29条A）、生成AIの学習に著作物を利用しやすくしようとする著作権法改正の議論が進められていた。これに対して、およそ1,000人のミュージシャンがメロディーや歌詞のない無音アルバム「Is This What We Want?」を、2月に公開したことが報道された※4。このアルバムに収録された曲名をつなげると、「The British

Government Must Not Legalise Music Theft To Benefit AI Companies（英国政府は、AI企業のもうけのために音楽の盗用を適法化してはならない」となり、政府における議論に対して抗議している。

日本でも、生成AIに対して、様々な懸念などが示された。例えば、6月には日本新聞協会が「生成AI（人工知能）における報道コンテンツの保護に関する声明」を発した※5 ほか、10月には出版社などが生成AI時代の創作と権利のあり方に関する共同声明を発したり※6、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）がOpenAI社に対して「Sora2」の運用に関する要望書を提出したりした。また、11月には、日本民間放送連盟（民放連）が、生成AIの開発・学習に関する声明を発している※7。さらに芸団協CPRAも参加する「AIに関する音楽団体協議会」が、12月にクリエイターやアーティストの権利保護とAIの適切な利活用に関する意見を表明している※8。

また、著作権の問題にとどまらず、生成AIによって、性的ディープフェイクなどが出回ることで人格的な権利が侵害される懸念もある。例えば、日本でも、6月に生成AIで作成したわいせつ画像をプリントした抱き枕カバーを違法に転売したとして、書類送検されたという事件が報道されている※9。

### 制度的な対応

EUでは、2024年にAI法が成立し、2025年2月から一部の規定が施行された。日本でも、6月に「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（AI基本法）が成立している。しかしながら、AI基本法は、EUのAI法とは異なり、AIを規制し、罰則規定を設けるものではなく、国や政府などの政策の基本方針を定めたものだ。このAI基本法に基づき、9月には「人工知能戦略本部」（本部長：内閣総理大臣）が設置され、12月には、はじめての「人工知能基本計画」が閣議決定されている。

AI基本法の成立に当たっては、附帯決議がなされており、「AIの利用に伴う知的財産権、パブリシティ権等の権利侵

害に対応するため、諸外国における検討状況等を踏まえ、必要に応じ関連法制の整備を含めた対応の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。その際、特に権利者の権利が適切に保護されるよう十分考慮すること」とされている※10。また、「人工知能基本計画」においても「適切な知的財産の保護と利活用につながる透明性の確保を図るとともに、コンテンツホルダーへの対価還元等の推進や、生成AIによる知的財産権侵害対策に関する相談体制の整備、生成AIと知的財産権に関する分かりやすい情報提供等の取組を進める。」としている※11。

### 生成AIと著作権

生成AIと著作権を巡っては、生成AIの学習段階における著作権侵害や、生成AIによる生成物の著作物性が問題となっている。

前者の問題については、アメリカをはじめ、ドイツやイギリスにおいて、生成AI開発事業者を訴えたケースがいくつか報道されている。例えば、アメリカでは、2月に、フェアユースの成立を認めなかった判決※12が出された一方、6月にはフェアユースの成立を認めた判決※13も出されている。また、11月には、イギリスで、広告や報道のために画像を提供する企業が、画像生成AIを運営する企業に対して起こした訴訟において、著作権侵害を認めないとする判決が出されたとの報道もなされている※14。さらに、ドイツの音楽著作権管理団体GEMAが、アメリカのOpenAI社に対して、差止請求や損害賠償などを求めた事件では、11月にGEMAの主張を認める判決が下されている※15。日本においても、8月に、大手新聞社が、生成AIを用いた検索サービスを提供するアメリカの企業に対して損害賠償などを求める訴訟を提起しており、その動向が注目されよう。

また、後者の問題については、11月に千葉県警が生成AIで作成された画像を書籍の表紙に無断で複製したとして、著作権法違反の疑いで書類送検したとの報道がなされている※16。生成AIによって生成された画像について著作権があるとして、摘発されたはじめての事例となる。

### AIの利活用や適正化に向けた動き

生成AIを巡っては、適正に生成AIが使われるようにするための取り組みや、取引ルールの整備、新たな創作活動に活かそうとする動きもあった。

11月には、日本俳優連合が、声優らの声の不正利用対策として、商社と組み音声データベースを開発することを発表している※17。また、アメリカでは、2024年6月に三大メジャーレーベルが、AI学習のために著作権を侵害されたとして、音楽生成AI「Suno」や「Udio」に対して損害賠償などを求めて訴えを提起していたが、ワーナー・ミュージックは、11月には「Suno」や「Udio」との間で和解し、パートナーシップを締結したと発表した※18。さらに、12月には、ディズニーが、OpenAI社と提携し、「Sora」上で、ディズニーのキャラクターを自由に使えるようにすると発表したとの

報道もなされている※19。

AIの利活用については、文化庁が、AIを活用してインターネット上の海賊版サイトを自動検知するシステムを実用化するための補正予算を計上するといった動きも見られた※20。また、創作活動におけるAIの利活用については、松任谷由実さんが、荒井由実時代から松任谷由実時代までの声をAIに学習させたAIボーカルによるアルバムを発表するなどの報道もあった※21。さらに、番組コーナーの企画書案作りを支援する生成AIを開発し、試験運用が開始されたとの報道もあった※22。

### 結びに代えて

2025年の生成AIを巡っては、著作権侵害をはじめ、創作活動の場が奪われるなどの懸念がある一方で、適正な利用に向けた動きも見られたところであった。では、2026年、生成AIはどのような展望を迎えるのか、当の本人であるAIに聞いてみた。「2026年は生成AIがさらに身近になる一方で、より実践的で戦略的な活用が求められる転換期と言えるでしょう」とのことだ※23。これが「精度の高い未来予想」か、「高度なハルシネーション」となるのか、2026年を通じて、しっかりと注視していきたい。

※1 読売新聞2025年11月29日付け9面「チャットGPT利用急増—公開3年著作権など課題も」

※2 朝日新聞2025年10月4日付け2面「音楽AI海賊版—自衛迫られるコンテンツ業界」

※3 読売新聞2025年4月11日付け7面「グーグル音楽生成AI提供開始—動画や音声4種一括利用可」

※4 東京新聞2025年2月26日付け夕刊6面「AIが著作権侵害の恐れ—英歌手1000人抗議の『無音アルバム』」

※5 日本新聞協会ウェブサイト ([https://www.pressnet.or.jp/news/headline/250604\\_15902.html](https://www.pressnet.or.jp/news/headline/250604_15902.html))

※6 講談社ウェブサイト (<https://www.kodansha.co.jp/notices/672>)

※7 日本民間放送連盟（民放連）ウェブサイト (<https://www.jba.or.jp/category/topics/jba106724>)

※8 日本音楽著作権協会（JASRAC）ウェブサイト (<https://www.jasrac.or.jp/information/release/25/251217.html>) ほか

※9 読売新聞2025年6月5日付け23面「枕カバーにAIわいせつ画—警視庁転売疑い男を書類送検」

※10 令和7年5月27日参議院内閣委員会。衆議院でも同旨の附帯決議がなされている。

※11 「人工知能基本計画～『信頼できるAI』による『日本再起』」13頁

※12 詳しくは、丸田憲和とThomson Reuters v. Ross intelligence判決速報—競合するAIサービス開発の利用でフェアユース認められず」コピ768号41頁(2025)

※13 詳しくは、奥邨弘司「生成AIの機械学習とフェアユース—米国アンソロビック事件地裁判決」コピ774号49頁以下(2025)

※14 朝日新聞2025年11月6日付け9面「ゲッティ、生成AI社に敗訴、英判決『二次的侵害』認められず」

※15 GEMA Press Release 2025.11.11 (<https://www.gema.de/en/w/landmark-ruling-gema-against-openai>)

※16 読売新聞2025年11月20日付け30面「千葉県警『AI生成画は著作物』複製製い男書類送検へ」

※17 日本俳優連合ウェブサイト (<https://www.nippairen.com/jaunews/jvoxpro.html>)

※18 Warner Music Press Release 2025.11.25 (<https://www.wmg.com/news/warner-music-group-and-suno-forge-groundbreaking-partnership>)

※19 朝日新聞2025年12月13日付け3面「ディズニー転、AIと提携—動画生成『ソラ』キャラ活用容認」また、Walt Disney Company Press Release 2025.12.11(<https://thewaltdisneycompany.com/the-walt-disney-company-and-openai-reach-landmark-agreement-to-bring-beloved-characters-from-across-disneys-brands-to-sora/>)

※20 読売新聞2025年11月29日付け夕刊1面「マンガ海賊版 AIで検知—被害1か月7000億円、出版社の負担軽減」

※21 朝日新聞2025年11月17日付け1面「AI ユーミンの挑戦—歌声合成し曲制作『新たなるページを開いた』」

※22 東京新聞2025年9月14日付け11面「日テレ開発『ZIP!』内で試験運用—生成AI番組づくり手伝う」

※23 Google社のAI「Gemini」の回答

CPRA NEWS REVIEW VOL.9 通巻9号 2026年1月31日発行  
発行/実演家著作隣接権センター 編集/芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオプラン、リムラムデザイン 表紙イラストレーション/hermippe

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会  
実演家著作隣接権センター(CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11F  
TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614  
<https://www.cpра.jp>

CPRAサイトの更新情報等をメールニュースでお伝えしています。  
メールニュース配信を希望される場合は、CPRAサイトよりお申し込みください。

